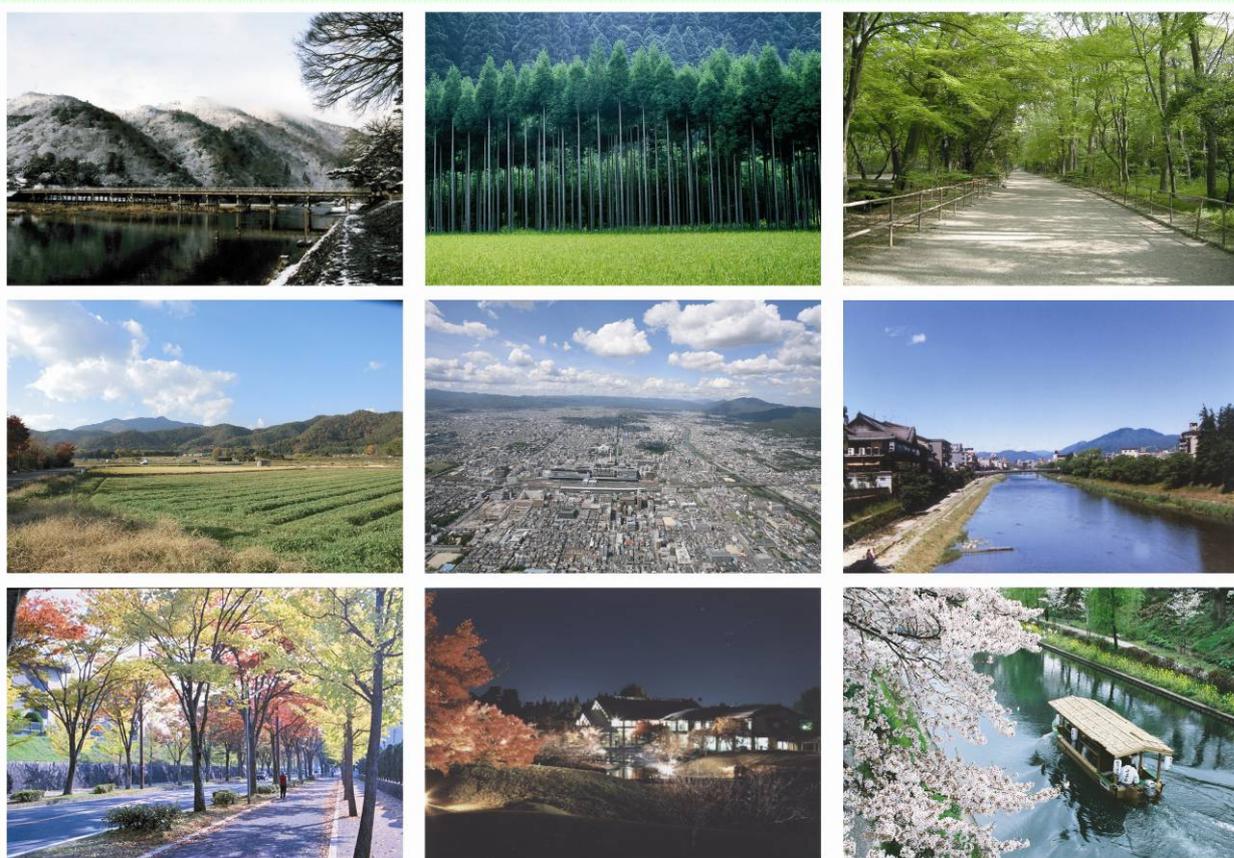


京都市緑の基本計画（概要版）

～きょうからつなぐ 地球のみどり～



平成 22 年 3 月

京 都 市

1 計画策定の背景・目的

京都市では平成 11 年 2 月に「京都市緑の基本計画」(前計画)を策定し、これまでに様々な施策を推進してきましたが、策定後約 10 年が経過し、この間、21 世紀という新たな世紀が幕を明け、地球環境問題の深刻化や少子高齢化の進行、情報通信技術革命の進展など、時代は大きな転換期を迎えております。

この間、国、府、市でも緑や環境に関係する様々な法律や政策が整備され、緑を取り巻く社会状況も、大きく様変わりしてきています。本市は、平成 21 年 1 月に、低炭素社会を実現するため、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である「環境モデル都市」に選定されました。本市における緑の果たす役割は、CO₂の吸収源として、また、気温の上昇を緩和し、三方の山々の良好な景観の維持等に寄与するものとして、より一層重要になってきております。

そこで、これまでの「京都市緑の基本計画」(前計画)に、これらの社会動向を反映させる必要があり、この度、「環境モデル都市・京都」として以下の3つの視点を反映させた、新たな「京都市緑の基本計画」を策定することとしました。

新計画の3つの視点

地球温暖化対策の推進

森林や都市の緑は、大気中のCO₂を吸収・固定する機能を有します。平成 17 年 2 月に発効した京都議定書の誕生の地として、また、環境モデル都市・京都として、CO₂の削減に寄与する緑の保全・創出について、生物多様性にも配慮しながら推進していくことが必要です。

ヒートアイランド対策の推進

平成 16 年 3 月に「ヒートアイランド対策大綱」が策定されるなど、21 世紀に入り、ヒートアイランド現象が都市に特有の環境問題として一層注目を集めている中、京都市においても、ヒートアイランド対策に資する都市緑化(公園緑地整備、屋上緑化、壁面緑化等)の一層の推進が必要で

新景観政策の推進

京都市では、京都の優れた景観を守り、育て、未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン、眺望景観や歴史的町並みの保全等を規定した「新景観政策」を平成 19 年 9 月から推進しています。この政策と連携する緑の取組を積極的に推進することが必要です。

2 緑の基本計画とは

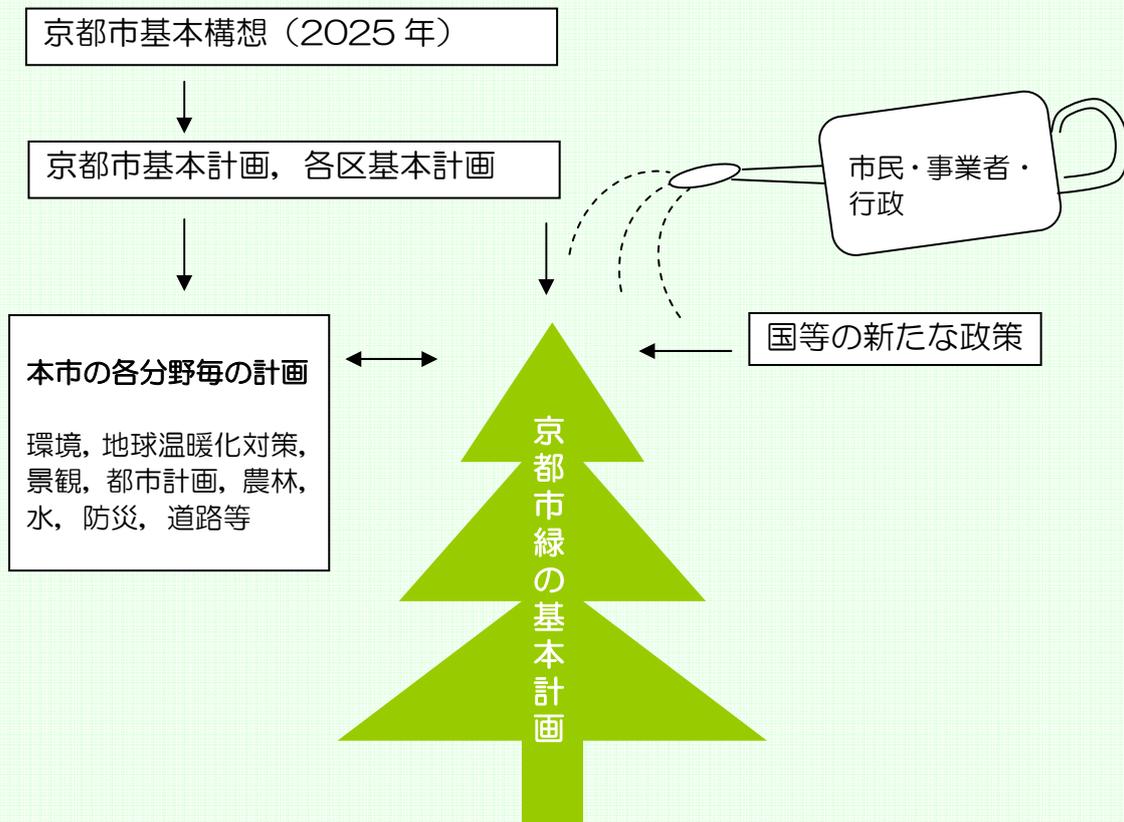
緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に基づく、市町村が定める「都市の緑」に関する総合計画のことで、市町村が創意工夫しながら緑地の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、そのまちの緑全般について、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものです。

緑の機能について

| 緑の機能別区分 | 機能の内容 | 効果 |
|--------------------------|--|--|
| 都市環境の維持・改善，生物の生息・生育環境の保全 | <ul style="list-style-type: none">・ CO₂の吸収・ 温度や湿度の緩和作用・ 汚染物質の吸着除去・ 木陰の提供・ 生物の生息・生育空間の確保 | <ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化の防止・ ヒートアイランド現象の緩和・ 大気の浄化・ 夏場の気温の低減効果・ 生物多様性の保全 |
| 健康づくり・レクリエーション・精神的な充足 | <ul style="list-style-type: none">・ 散歩やジョギングの場の提供・ 子ども達や高齢者に遊びやくつろぎ空間の提供・ 潤いのある緑の提供 | <ul style="list-style-type: none">・ 健康の増進・ コミュニティの形成・多世代交流の促進・ ストレスや疲れの癒し |
| 都市の防災 | <ul style="list-style-type: none">・ 緑地としての空間の提供・ 樹木による防火力の向上・ 雨水浸透面の確保 | <ul style="list-style-type: none">・ 避難地や避難経路の確保・ 火災時の延焼の防止・ 都市型洪水の緩和 |
| 都市景観の向上 | <ul style="list-style-type: none">・ 都市景観の構成・ 街路樹，ビル・町家の緑による風景の統一 | <ul style="list-style-type: none">・ 山並みの景観の維持・ 町並みの景観の向上・ 都市における季節感の提供 |

3 計画の位置付け

緑に関しては、京都市基本計画や各区基本計画等の上位計画、本市の各分野毎の計画や国等の新たな政策など、様々な分野で取り上げられています。法定計画である京都市緑の基本計画は、これらの緑の将来像を明らかにし、その実現に向けた取組を展開していくためのもので、様々な計画に位置付けられる緑の取組を包括的に取り込み、今後、本市が展開する緑に関する取組の指針として位置付けます。



計画のフレームと目標年次

| | |
|--------|---|
| 計画対象区域 | 京都市域 82,790ha |
| 人口規模 | 現 況 (平成 21 年 4 月 1 日現在推計人口) 1,464,018 人 |
| | 目標年次 (平成 37 年) 1,386,488 人 [※] |
| 目標年次 | 2025 年 (平成 37 年) |

※資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

4 計画の目標

基本理念

- 1 地球と生物にやさしい緑にあふれた「環境共生のまち」をつくる。
- 2 歴史的景観や緑の文化を未来へ引き継ぐ「歴史と伝統のまち」をまもる。
- 3 緑の優しさにつつまれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てる。

基本方針

- ① 周辺の間々と山すその緑の保全，マネジメント
～地球温暖化対策を推進し，京都の歴史的景観を守り，育てる～
- ② 市街地の緑の保全，創出，活用
～ヒートアイランド対策・防災に資する都市の緑を創出する～
- ③ 水と緑のネットワークづくり
～生態系ネットワーク，風の道を創出する～
- ④ 市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり
～京都力を結集し，かけがえのない緑を未来へ継承する～

緑の目標

◎緑化の目標

これまでの「緑の量」を増やす「緑被率^{※1}」という目標だけでなく，市街地での市民の満足度に寄与する指標として「緑視率^{※2}」を導入し，「市民との協働による緑・花いっぱい運動」を推進して，以下の目標の実現を目指し，身近な緑を増やします。

- ・市街地の緑^{※3}：現状の緑被率 35%から37%へ（年間1万本の高木の植樹に相当する緑を創出）
- ・市域の緑：現状の緑被率 83%をさらに向上

◎公園整備の目標

国が定める公園の敷地面積の標準値を目指して整備を行います。また，既存の神社仏閣などの京都らしい緑の資産を活用し，目標に届かない場合でも，実質的な緑を増やします。

- ・公園面積：市民1人当たり現状4.68㎡から10㎡へ（国が定める公園の敷地面積の標準）



※1 緑被率：空から見た，区域に占める緑で覆われた土地の割合。平面的な緑を算定する指標

※2 緑視率：人の目の高さにおける，目に見える範囲の緑の割合。緑被率では算定されにくい，市民の身近にある軒下の花，生け垣，壁面緑化，街路樹や，借景としての緑地や山等の，立体的な緑を算定する指標

※3 市街地の緑：市街化区域の緑と，市街化区域に囲まれて島状，線状にある市街化調整区域の一部の緑

5 緑の配置方針

緑の機能を効果的に発揮させるためには、緑が単独ではなく、ネットワークを形成し、多様な効果を得られるように配置されていることが重要です。

本計画では、本市の緑を、4つの機能（環境保全、レクリエーション、防災、景観形成・歴史的環境保全）の視点で分析し、総合的に緑の機能を融合させた緑の配置方針を定めることとします。

また、緑の軸や緑の核は、重点的に緑を増やす代表的な路線や場所を表すものです。

なお、中心市街地（緑の芯）の緑の軸はイメージを表したものです。

